

(10) 学校でケガをしたり病気になったとき

1. 学校でケガをしたとき

病院で受診する必要があると判断したとき、保護者に連絡の上、病院に搬送します。保険証をもって病院のほうにお越してください。

2. 学校で体調不良になったとき

保護者に連絡の上、早退させます。基本的には一人で下校させますので、家につきましたら学校に連絡をお願いします。

☆緊急連絡するために

入学式の際に配布します「生徒保健調査票」には記入もれのないようお願いします。また、学年の最初に記入していただく「生徒指導資料」にも緊急連絡先は詳しく記入してください。(工作中、携帯電話に出ることができない場合は勤務先の電話番号も記入して下さい。)

3. 学校感染症と出席停止について

下記の感染症に罹患した場合は出席停止になります。医師の診断を受け、病名を学校に連絡してください。そして、医師から登校の許可がでるまで自宅で休養するようにしてください。登校する際は、原則「登校許可書」を持参してください。

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱

インフルエンザによる欠席で登校する場合は、「欠席期間の報告書」(ホームページからダウンロード可)を保護者が記入して提出してください。

4. 災害給付について

学校管理下で災害(負傷、疾病または死亡)が発生したときのために、日本スポーツ振興センターと神戸市学校園安全互助会の制度があります。振興センター掛け金460円、互助会負担金350円(ともに年額)は学校徴収金に含まれています。

病院窓口での支払いが(保険証を使用して3割負担の場合)1500円以上の災害については日本スポーツ振興センターから、1500円未満の災害については神戸市学校園安全互助会から医療費が給付される制度です。

学校からお渡します用紙(医療等の状況・調剤報酬明細書など)を医師・薬剤師に記入してもらい学校へご提出ください。福祉医療券(こども医療券・母子家庭医療券など)を使用された場合は、所定の用紙にご記入の上、医療等の状況・調剤報酬明細書などと一緒にご提出ください。提出後、医療費給付には4～6ヵ月程度かかります。給付が決定され次第、ご連絡します。

5. 学校病医療費援助の制度について

学校での健康診断の結果、学校病にかかっていると診断された生徒の家庭が生活保護や就学援助をうけておられる場合に医療券が発行される制度があります。

トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)・白癬・疥癬及び膿疱疹(とびひ)
中耳炎(滲出性中耳炎は対象外)・慢性副鼻腔炎及びアデノイド・う歯・寄生虫卵(虫卵保有を含む)

〔学校がお世話になっている病院〕

学 校 医 院	内科 近藤内科医院	☎709-5807	高丸7-7-24
	歯科 やまさき医院	☎785-0020	西舞子2-12-53 2F
	眼科 森松医院	☎785-0647	学が丘4-10-26
	耳鼻科 飯田医院	☎782-6284	東舞子町14-6
	薬剤師 せいりき薬局	☎787-5772	多聞台2-12-12
総 合 病 院	中央市民病院	☎302-4321	中央区港島南町2-1-1
	神戸大学医学部附属病院	☎382-5111	中央区楠町7-5-2
	西神戸医療センター	☎997-2200	西区糀台5-7-1
	神戸掖済会病院	☎781-7811	垂水区学が丘1-21-1
	舞子台病院	☎782-0055	舞子台7-2-7
	佐野病院	☎785-1000	清水ヶ丘2-9-3
	明舞中央病院	☎917-2020	明石市松ヶ丘4-1-32
整 形 外 科	浅井整形外科	☎783-2505	舞子坂3-18-32
	長谷川整形外科	☎785-7877	舞子台6-10-13
	立花整形外科	☎787-5717	神陵台2-3-15
	北整形外科	☎913-5510	明石市朝霧南町1-165-5
	くさわけ整形外科	☎647-8889	本多聞2-2-31
外 科	深水クリニック	☎785-3000	西舞子3-8-16
	さかねクリニック	☎919-0377	明石市松が丘2-3-3
眼 科	富森眼科	☎782-1041	舞子坂4-1-7
	いのうえ眼科	☎747-0722	西舞子2-14-11
耳 鼻 科	しもむら耳鼻科	☎918-3033	明石市朝霧南町1-193-5
	藤本耳鼻科	☎783-8741	西舞子2-3-52
歯 科	春藤歯科	☎782-8241	舞子台6-10-3
	協同歯科	☎913-1155	明石市朝霧南町2-192-3